2　労働者派遣法等一部改正法の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合（前項に規定する場合を除く。）には、附則第五条第四号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
法務大臣　滝　　実
財務大臣　安住　　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志

政　令

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年八月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百七号

外務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十七条」に、「第三十条―第三十七条」を「第二十九条―第三十六条」に、「第三十八条」を「第三十七条」に改める。

第二条第二項中「大臣官房に広報文化交流部を、」を削り、「南部アジア部を」の下に「、中東アフリカ局にアフリカ部を」を加える。

第三条第二項を削る。

第九条に次の一項を加える。

2　アフリカ部は、前項各号に掲げる事務のうちアフリカ諸国（アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ及びリビアを除く。第六十一条において同じ。）に関するものをつかさどる。

第十六条の見出し中「地球規模課題審議官、審議官及びアフリカ審議官」を「国際文化交流審議官、地球規模課題審議官及び審議官」に改め、同条第一項中「外務報道官一人」の下に「、国際文化交流審議官一人」を加え、「、中東アフリカ局にアフリカ審議官一人を」を削り、同条中第七項を削り、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　国際文化交流審議官は、命を受けて、外務省の所掌事務のうち文化の分野における国際交流に関する対外関係事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

第十七条第三項中「第三条第一項第二号」を「第三条第二号」に、「同項第三十六号」を「同条第三十六号」に改める。

第十八条第一項中「広報文化交流部に置くもののほか、次の七課」を「次の八課」に、「報道課　国内広報課」を「報道課　国内広報課　文化交流・海外広報課」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条を削る。

第二十四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条を第二十五条とする。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（広報文化外交戦略課の所掌事務）

第二十四条　広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国内広報及び海外広報その他啓発のための措置並びに文化の分野における国際交流を広範かつ一体的に推進するための基本的な方針の企画及び立案に関すること。

二　前号に規定する措置及び国際交流に関する事務を総括すること。

三　外交政策及び海外事情についての国内広報に関すること。

四　外交政策及び日本事情についての海外広報に関すること（海外広報の目的をもって行う資料の作成及び人物の派遣に関するものに限る。）。

五　教育資料その他の外国の資料における日本に関する事項の調査及び是正に関すること。

六　独立行政法人国際交流基金の組織及び運営一般に関すること。

七　独立行政法人評価委員会国際交流基金分科会の庶務に関すること。

八　第二号及び前二号に掲げるもののほか、文化の分野における国際交流に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること（文化交流・海外広報課の所掌に属するものを除く。）。

第二十六条を削る。

第二十七条（見出しを含む。）中「文化交流課」を「文化交流・海外広報課」に改め、同条第十号中「関すること」の下に「（広報文化外交戦略課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第十一号を次のように改める。

十一　外交政策及び日本事情についての海外広報に関すること（広報文化外交戦略課の所掌に属するものを除く。）。

第二十七条第十二号を削り、同条を第二十六条とする。

第二十八条を第二十七条とし、第二十九条を第二十八条とし、第三章第三節第二款中第三十条を第二十九条とし、第三十一条から第三十七条までを一条ずつ繰り上げる。

第三十八条第一項中「四課」を「五課」に、「中国・モンゴル課」を「中国・モンゴル第一課　中国・モンゴル第二課」に改め、第二章第三節第三款中同条を第三十七条とする。

第三十九条第六号中「中国・モンゴル課」を「中国・モンゴル第一課」に改め、同条を第三十八条とし、第四十条を第三十九条とする。

第四十一条（見出しを含む。）中「中国・モンゴル課」を「中国・モンゴル第一課」に改め、同条第一号及び第二号中「関すること」の下に「（中国・モンゴル第二課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（中国・モンゴル第二課の所掌事務）

第四十一条　中国・モンゴル第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中国及びモンゴルに関し、経済に関する外交政策に関すること。

二　中国及びモンゴルに関し、経済に関する政務の処理に関すること。

第五十八条中「次の四課」を「アフリカ部に置くもののほか、次の二課」に改め、「アフリカ第一課　アフリカ第二課」を削り、同条に次の一項を加える。

2　アフリカ部に、次の二課を置く。

アフリカ第一課

アフリカ第二課

第五十九条第四号及び第五号中「他課」を「アフリカ部及び中東第二課」に改め、同条第六号中「第三号に掲げる」を「第三号に規定する」に改め、同条第七号中「関すること」の下に「（アフリカ部の所掌に属するものを除く。）」を加える。